

一労働基準監督署に提出すべき健康診断の結果一覧一

労働者に対し、労働安全衛生法に基づく健康診断を実施し、遅滞なく、健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署に提出する必要があります。（労働安全衛生規則第 52 条）

また、粉じん作業を行う事業者は、じん肺法に基づき、毎年 1 2 月 3 1 日現在におけるじん肺健康管理実施状況報告を、翌年 2 月末日までに、所轄労働基準監督署に提出しなければいけません。

加えて、各種指針に基づく特殊健康診断についても、その結果報告書の提出が必要になります。

※ 健康診断結果報告書は厚生労働省のホームページに掲載されています。アドレスは下記のとおりです。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/18.html>

※ 「提出部数」のうち 1 部は事業場の控用となりますのでコピーで差し支えありません。

※ 健康診断結果報告書は、健康診断実施後、遅滞なく提出することとされていますので、できるだけ早く提出するようにしてください。

健康診断の種類	健康診断結果報告書様式の名称・提出部数
定期健康診断 (50 人以上の労働者を使用している事業場)	定期健康診断結果報告書 2 部
特定業務従事者健康診断 (50 人以上の労働者を使用している事業場)	定期健康診断結果報告書 2 部
歯科医師による健康診断 (50 人以上の労働者を使用している事業場)	定期健康診断結果報告書 2 部
機溶剤等健康診断	有機溶剤等健康診断結果報告書 2 部
鉛健康診断	鉛健康診断結果報告書 2 部
四アルキル鉛健康診断	四アルキル鉛健康診断結果報告書 2 部
特定化学物質健康診断	特定化学物質健康診断結果報告書 2 部
高気圧業務健康診断	高気圧業務健康診断結果報告書 2 部
電離放射線健康診断	電離放射線健康診断結果報告書 2 部
石綿健康診断	石綿健康診断結果報告書 2 部
除染電離健康診断	除染等電離放射線健康診断結果報告書 2 部
じん肺健康診断 (本報告は、本年中にじん肺健康診断を実施しなかった場合でも、報告する必要があります。)	じん肺健康管理実施状況報告 3 部
指導勧奨による特殊健康診断 (重量物取扱い作業、VDT 作業等 29 業務)	指導勧奨による特殊健康診断結果報告書 2 部